



第2次行政改革(改訂版)

(平成11～13年度)の実績を公表します

第2次行政改革(改訂版)は、平成11年度から13年度の3年間を計画期間として、各種の取り組みを行いました。この実施計画に計上した71事業の達成状況は、表のとおりです。期間中に実施した主な内容は次のとおりです。

事務事業の見直し

- 13年度から「行政評価システムの導入」に着手し、16年度からの全庁導入に向けてシステム構築を進めています。(13年度導入経費6825千円)

- 「補助金の整理合理化」を13年度に実施し、補助金の額を改定、減額したものが6件、廃止したものが18件となり、削減額は6395千円となりました。(14年度予算へ反映)

- 「使用料、手数料の見直し」を13年度に実施し、原則として現行の料金のままとしましたが、公共施設の利用増進と小中学校の週5日制導入に対応するために、市内小中学生等の使用料金を無料とすることとしました。(14年度から実施)

- 「民間委託の推進」として、庁舎管理委託、ごみ焼却業務の一部委託、勤労青少年ホームおよび勤労会館の管理委託、デイサービスセンターの管理運営を岡谷市社会福祉協議会へ移管しました。

組織機構

- 地方分権一括法の施行を前に、市役所の係(担当)数を増やさず、国や県からの権限委譲を受け入れました。

- 11年度に、消防事務の広域化や、介護保険事務の実施に向けた組織改正を行いました。

- 12年度に、①時代に即応した効率的な組織・機構の再編、②第3次総合計画(大学誘致、生活道路の整備、産業活性化対策、複合館等の建設等)の具現化に

向けての組織づくり、③介護保険制度および地方分権一括法への対応をテーマに、組織の大規模な見直しを行いました。

- 13年度は、市民のみなさんに市役所の組織に慣れ親しんでいた配慮等から、大幅な見直しは行わず、人口増対策に向けた小規模な見直しを実施しました。

外郭団体

- 外郭団体の自立促進に向けて、各種団体の事務局としての事務を、それぞれの団体へ移管する努力を続けました。

- 外郭団体への職員派遣のルール作りのために、13年度に「岡谷市職員の公益法人等への派遣等に関する条例」を制定しました。

公正の確保と透明性の向上

- 情報公開を進めるために、情報公開条例を11年4月から施行し、情報公開コーナーを市役所庁舎1階へ設置しました。

- 情報公開に対応するために文書管理のファイリング処理を11年度から導入しました。

【表】 第2次行政改革(改訂版)の実施計画の達成状況

実施計画に計上した事業数	期間中に実施した事業数	検討の結果実施を見送った事業数	達成率
71事業	66事業	5事業	93%

定員および給与

●市役所に勤める職員数の適正化を図りました。13年4月1日現在の一般会計等の職員数は、533人となり、3年間で54人を削減しました。主な削減の理由は、消防部門を諏訪広域行政組合に統合したことによる減(△51人)と、それ以外の部門での減(△3人)です。

●第2次定員適正化計画(計画期間:14年度から16年度)を策定し、第3次行政改革大綱に定員の適正化に向けた具体的数値目標を掲げました。一般会計等の職員数を、3年間で17人削減することとしました。この計画の最終年度においては、単年度で約1億1千万円の経費削減が見込まれています。



●給与水準の適正化を図った結果、ラスパイルズ指数は13年度で97・8となりました。

人材育成

●11年度に「岡谷市職員人材育成方針」を策定し、人材育成の推進体制を整え、各種職員研修を実施しました。

行政サービスの向上

●窓口サービスの改善として、処理時間の短縮を図りながら、開所時間帯の延長に向けての取り組みを行い、14年度から公共施設の開館時間等を30分から1時間延長するとともに、岡谷市役所岡谷駅前出張所をララオカヤ内に開設し、午前10時から午後7時まで行政サービスの提供を行っています。

●市役所に訪れた市民の利便性を向上させるために、市民生活にかかわりの深い庁舎1階および2階の窓口改善およびレイアウト変更と、インフォメーション業務の改善を行い、14年3月補正予算に必要な経費を計上しました。また、お引越サービスコーナーを12年度から開設し、転出入時の電気、ガス、水道等

の公益的事業の異動届を市役所で行えるサービスを開始しました。

経費の節減合理化

●経常経費の抑制を図るため、経常経費節減対策を実施し、11年度および12年度予算編成時に原則5%削減を実施しました。この結果、11年度において約6100万円、12年度において約6300万円の経費削減を図りました。

公共施設等の効果的活用

●公共施設の機能的、効果的な活用を図るため、小学校の余裕教室等の改修を図り、12年度に湊小学校へ「ふれあいプラザみなと」を、13年度には田中小学校へ「障害児・土曜児童クラブ」をそれぞれ整備しました。

●複合的施設利用の検討を進め、テクノプラザおかやへL・C・V(株)の岡谷支局を併設しました。

公共工事

●公共工事コスト縮減行動計画を推進し、初年度の11年度においては、実績値として約750

0万円のコストを縮減しました。3年間の縮減額を推計すると、約2億6千万円のコスト縮減を図ったものと推定されます。

広域行政の推進

●諏訪広域における共通した業務を共同処理し事務効率の向上を図るために、11年4月から、消防体制の広域化を図りました。また、12年7月には諏訪広域連合を発足しました。

以上、第2次行政改革(改訂版)期間中の実績を公表しました。14年度からは「市民起点の行政改革を実施し、地方分権の要請に応える」ために、第3次岡谷市行政改革大綱の実施に取り組んでいます。(14年2月1日号に掲載するとともに、岡谷市役所のホームページに詳細を掲載してありますので、ご覧ください。)今後とも「より良いサービスをより安く」提供するために改革改善を続けてまいります。

秋の火災予防運動

『消す心 置いてください 火のそばに』

11月9日(土)
～15日(金)

平成14年9月末までに岡谷市内で発生した火災件数は13件で、前年の同時期と比較し5件の減少となっています。また、損害額も78万2千円で、前年の2682万2千円と比較して1898万円減少しています。

火災の原因では、不明・調査中を除き、ローソク、たき火、タバコ等、少しの注意で防げるものが多く、自分のところは大丈夫という安易な油断は禁物です。

こうした状況下11月9日～15日まで、全国一斉に「秋の火災予防運動」が実施されますが、岡谷消防署、岡谷市防火協会では火災予防の徹底を図るため、この運動を強力に推進します。

●第24回防火ポスター コンクール表彰式と 応募作品の展示会

主催 岡谷市防火協会
表彰式 11月10日(日)
午前11時～

作品展示期間 11月9日(土)
～10日(日)

実施場所 イルフスクエア(市営
駐車場棟)2階
ミーティングルーム

●老朽化した消火器の 回収を行います

諏訪広域消防岡谷消防署では、老朽化した消火器の使用による死亡事故が全国で発生したことから、

ら、長野県消防設備協会岡谷地区加盟店の協賛を得て、老朽化した消火器の回収を行います。(回収は有料となります)

老朽化した消火器の処分等でお困りの方は、この機会をぜひご利用ください。また、新しい消火器も消防設備協会岡谷地区加盟店で同時に販売します。

日時 11月17日(日)
午前10時～午後3時
場所 岡谷消防署 車庫前
(今井新道側)

内容 老朽化した消火器の回収
(10型1000円・10型未満500円)
新しい消火器の販売
(長野県消防設備協会岡谷地区加盟店)

わが家から火事を出さないポイント!

コンロの火



天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。

風呂の火



風呂の空だきに注意する。消すときは必ずガスの元栓を閉める。

タバコの火



寝タバコやくわえタバコは、絶対にしない。

ストーブの火



給油は火を消してから。ストーブの上に洗濯物を干さない。

火遊び



子どもの手の届くところにマッチやライターを置かない。

電気配線



たこ足配線はしない。コンセントの周りの綿ぼこりはときどき掃除する。

●LCV(9チャンネル)で運動
実施期間中の7日間、スポットCMの放映を行いますのでぜひご覧ください。

■11月9日(土)～10日(日)

- ① 18時39分～18時40分の間
- ② 21時39分～21時40分の間
- ③ 23時09分～23時10分の間
- ④ 1時24分～1時25分の間

■11月11日(月)～15日(金)

- ① 18時53分～18時55分の間
- ② 20時23分～20時25分の間

問合せ

諏訪広域消防
岡谷消防署

☎ 22-0119

FAX 22-5052

E-mail

sb@city.okaya.nagano.jp

総務部税務課

☎ 23-4811

内線 1123

FAX 22-4146

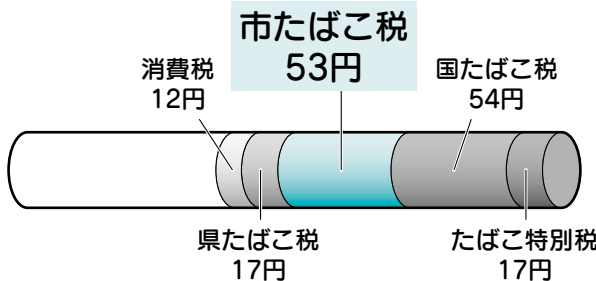
くらしと市税

2002

11月11日～17日は 税を知る週間です

市たばこ税

◆たばこの代金のなかには、次のような税金が含まれています。



1箱（20本入）250円のたばこの場合

入湯税

◆入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備や観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるための目的税です。

◆納める人：鉱泉浴場（温泉等）を利用する入湯客です。

◆税額（1人あたり）

宿泊（1泊） 150円
日帰り 50円

※12歳未満の人、一般公衆浴場の入湯客は課税が免除されます。また、ロマネットは地域住民の福祉向上を図るための施設として入湯税はかかりません。

市税に関する証明

◆取り扱い窓口

・税務課（市役所1階）

・湊、川岸、長地の各支所

（各支所では左記のみ取り扱い

しています。）

▽個人の所得、課税、納税証明書

▽軽自動車税継続検査用納税証明書

▽固定資産税課税台帳、*公図、土地所有者リスト

（*その支所の所管する土地等に限られます。）

・岡谷駅前出張所（ラオカヤ内1階）

（出張所では左記のみ取り扱いしています。）

▽個人の所得、課税、納税証明書

▽軽自動車税継続検査用納税証明書

◆諏訪広域証明

・諏訪管内（6市町村）で証明書が取得できます。

（広域で取得できる証明は左記のとおりです。）

▽個人の所得、課税、納税証明書等

▽軽自動車税継続検査用納税証明書

◆証明書等の請求に必要なもの

▽評価証明書、公租公課証明書

・印鑑（本人確認（免許証等）が

できれば印鑑がなくても交付で

きます。）

・手数料（1通につき300円）

・委任状（申請される方と必要の方の世帯が違う場合）

・法人の証明書等には、社印が必要

です。*軽自動車税継続検査用納税証明書は、印鑑、手数料、委任状は不要です。

“税を知る週間” 記念講演会と1日税の無料相談を開催

■ 記念講演会

日時 11月14日（木）
午後2時30分～4時
会場 RAKO華乃井ホテル
講師 黒岩 彰 氏

■ 1日税の無料相談

日時 11月13日（水）
午前10時～午後4時
場所 諏訪丸光（5階）
■ 問合せ 諏訪税務署
(☎ 52-1390)

税務課インフォメーション

11月の税金の納期は、国民健康保険税（第5期）納期限…12月2日（月）

自営業、学生など（20歳以上60歳未満）は第1号被保険者

加入 20歳になったら市役所に届け出ます。

保険料 月額1万3,300円を、郵便局や銀行などの金融機関で納付します。
 保険料納付には安心確実な口座振替がおすすめです。
 →お問い合わせは社会保険事務所へ



国民年金には、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入することになり、次の三種類に分けられます。それぞれの加入や納付などについては次のとおりです。

国民年金に加入する人

こんなときは
届け出を

会社や役所に就職したとき	▶ 第2号被保険者 になります	勤務先へ
結婚して会社員や公務員の 被扶養配偶者になったとき	▶ 第3号被保険者 になります	配偶者の 勤務先へ

会社員・公務員（厚生年金、共済組合に加入している20歳以上65歳未満の人）は第2号被保険者

加入 勤務先で手続きをしますので、本人による届け出は不要です。

保険料 給料から差し引かれます。



こんなときは
届け出を

職場を退職したとき	▶ 第1号被保険者 になります	市役所へ
転職して、別の会社や役所に就職し、厚生年金から共済組合、またはその逆に変わったとき	▶ 第2号被保険者 になります	勤務先へ
会社員や公務員と結婚し、 被扶養配偶者になったとき	▶ 第3号被保険者 になります	配偶者の 勤務先へ

会社員・公務員に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）は第3号被保険者

加入 配偶者の勤務先に届け出ます。

保険料 配偶者の加入している制度から搬出されるので、個別に納める必要はありません。



こんなときは
届け出を

年収が130万円以上になったとき／離婚したとき	▶ 第1号被保険者 になります	市役所へ
会社員・公務員になったとき	▶ 第2号被保険者 になります	勤務先へ
配偶者が会社や役所をやめて自営業等になったとき	▶ 第1号被保険者 になります	市役所へ
配偶者が別の会社や役所に就職し、厚生年金から共済組合、またはその逆に変わったとき	▶ 第3号被保険者 になります	配偶者の 勤務先へ

つながる 年金



にでも訪れる老後や、ない万一の時に備えあう制度です。
 「国民年金制度推進会に、国民年金のあらせします。」

◆詳しいことを知りたい場合は、市役所市民課国民年金担当（☎23-4811 内線1157）
または岡谷社会保険事務所（☎23-3661）までお問い合わせください！

保険料の納付と免除制度について

保険料は、基本的には20歳から60歳になるまでの40年間収めることになっています。

将来、老齢基礎年金を受けるためには、この間に**最低25年間**保険料を納めることが必要です。（免除や、学生納付特例等の期間も含みます）。この期間が足りないと無年金となってしまうことがあります。

経済的などやむを得ない理由により保険料を納付できない方のために全額免除・半額免除・学生納付特例の制度があります。詳細については次のとおりです。

全額免除 1年間（年度内）の保険料の全額を免除します。本人や世帯主、配偶者等の前年所得による制限があります。

半額免除 1年間（年度内）の保険料を半額免除します。全額免除同様に所得の制限がありますが、全額免除よりも緩やかです。

学生免除特例 学生本人の所得が一定以下のとき、申請により保険料の納付を猶予します。（年度内のみ有効）

保険料の免除期間と受給資格期間

保険料の納付状況	納付	全額免除	半額免除	学生の納付特例	未納
受給資格期間に	入ります	入ります	入ります	入ります	入りません
老齢基礎年金額の計算に	入ります	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	入りません	入りません

※免除や特例を受けた期間の保険料は、10年以内なら後から納付して老齢基礎年金を満額に近づけることができます。

※全額免除、半額免除および学生納付特例は、毎年度申請することが必要です。

明日に
国民

老齢基礎年金

保険料納付済期間が25年以上ある方が65歳になったときから受けられます。

年金額

80万4,200円
(満額受給の場合)

老後やいざというときのために年金にはさまざまな給付があります。

このほかにも厚生年金や共済年金、寡婦年金、死亡一時金、脱退一時金等の制度があります。

こんなとき こんな安心が

遺族基礎年金

妻・子を残して亡くなったときに支給されます。

年金額

103万5,600円
(子が1人いる妻の場合)

※子の人数に応じて加算があります。

障害基礎年金

加入中や20歳前のけが・病気で障害者になったときに受けられます。

年金額

1級障害 100万5,300円
2級障害 80万4,200円

※生計を共にする子がいる場合には人数に応じて加算があります。

国民年金は、だれいつ起こるかかわからず、国民みんなで支え、11月は全国一斉の「国民年金の月間」です。この機会にぜひ国民年金についてお知りなさい。